

## 伊達地方消防組合訓令第1号

伊達地方消防組合消防本部  
伊達地方消防組合中央消防署

伊達地方消防組合職員の時差勤務に関する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

伊達地方消防組合  
管理者 須田 博行

### 伊達地方消防組合職員の時差勤務に関する規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、伊達地方消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年伊達地方消防組合条例第1号）及び伊達地方消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年伊達地方消防組合規則第2号）の規定に基づき、職員の勤務時間及び休息時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において「時差勤務」とは、伊達地方消防組合消防職員服務規程（令和3年伊達地方消防組合訓令第1号。以下「服務規程」という。）第7条第1項に定める勤務時間又は同条第2項に定める日勤日の勤務時間を別表に定めるいずれかの勤務時間に変更し、勤務することをいう。

(対象)

**第3条** 時差勤務の対象となる職員は、服務規程第6条第2項及び第3項に定める職員をいう。

(時差勤務の実施)

**第4条** 所属長（消防長、消防本部各課長、消防署長及び分署長をいう。以下同じ。）は、業務の遂行に支障がないと認められる場合には、別表に定める区分に応じ時差勤務をさせることができる。

2 所属長は、業務遂行上やむを得ないと認めるときは、別表に定める休憩時間を変更

